

緊急シンポジウム！！

「親族後見人不祥事の防止のあり方を考える」

－ 後見制度支援信託は誰のためのもの？！－

成年後見制度は判断能力が低下した人を援助するための制度であり、本人の自己決定の尊重が趣旨とされています。制度がはじまって10年が経ち、利用件数も毎年増加しています。ところが、成年後見人等に親族が選任された事案で、後見人が本人の財産を着服してしまう事案も出てきています。

そこで最高裁判所は、この4月から親族が成年後見人等になる場合に、本人の財産を全て信託銀行に移してしまう「後見制度支援信託」を利用する方針を打ち出しました。

しかし、①この「後見制度支援信託」というのはどういうものなのか、②本人の財産を本人のために使うということが制限されないのか、③後見人による不祥事を防止するために本当に必要なのか、④成年後見制度の趣旨に反しないのか、といった様々な疑問があります。

本シンポジウムでは「本当に本人のために活用される成年後見制度」をキーワードに市民の皆様からのご質問もいただきながら在るべき成年後見制度について模索していきたいと考えておりますので、奮って多数ご参加下さい。

記

日 時：平成23年3月17日（木）午後6時～午後8時30分

場 所：大阪弁護士会館 2階ホール

（〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5）

○京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1) から徒歩約5分

○地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口 から徒歩約10分

○地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分

参加費：**無料**（事前申込不要です。）

主 催：大阪弁護士会

同 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」



パネリスト

上 山 泰 氏（筑波大学 法科大学院 教授）

*主な著書「専門職後見人と身上監護（第2版）」（民事法研究会）

菅 富美枝 氏（法政大学 経済学部 准教授）

*主な著書「イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理」（ミネルヴァ書房）

田 村 満 子 氏（社会福祉士／日本社会福祉士会 副委員長）

馬 場 雅 貴 氏（司法書士／成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 支部長）

井 上 計 雄 弁護士（大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 委員）

コーディネーター

高 江 俊 名 弁護士（大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会 副委員長）

以 上

※本件に関するお問い合わせは、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会担当事務局（池見）まで TEL:06-6364-1251